

原子力安全の信頼の回復に関する勧告（案）

平成14年10月28日
原子力安全委員会

原子力の研究開発利用は、政府が責任を持って取り組んでいる重要政策であり、安全確保が大前提であるが、昨今の原子力発電所における点検をめぐる不正等により、原子力安全に対する国民の信頼が著しく損なわれている。この状況を放置すれば、エネルギー供給の安定確保の面から、国民生活へ重大な影響が生じる可能性があり、由々しき事態である。原子力安全の信頼回復に向け、直面する困難を早急に克服し、現状を打破することが喫緊の課題である。

このため、個々の事案に関する原因究明とそれへの適切な対応を図ることは当然として、それらに共通する根源的原因の除去と再発防止の観点から、関係法令の改正等あらゆる手段を尽くして、抜本的対策を講じることが必要である。また、原子力発電所以外の原子力関連施設についても、それぞれの施設の特徴を踏まえつつ、適切な対応をとるべきである。

については、「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」第24条の規定に基づき、以下の通り、原子力安全への信頼の回復に関する勧告を行う。

当勧告は、これまでに明らかになった事実に基づくものであるが、今後とも、原子力安全委員会は、原子力安全規制体系のあり方を含め、原子力安全の強化策及びその信頼醸成策について、総合的かつ真摯に検討していく。

1. 国と事業者の責任分担の明確化

原子力施設の安全確保は、設置許可を得ている事業者に第一義的責任があるため、事業者の安全確保への自主性と責任感が確立されていなければならない。国はこれを前提に、安全確保に係る事業者の判断の基準を明確に示すとともに、事業者の活動の細部にまで容喙、干渉するような過度の規制強化に陥ることなく、事業者による自己責任の明確化の観点から、事業者の保安活動が適切な品質保証体制の下で実施されていることを監査し、それを国民に対し説明する責任がある。最近の原子力発電所における不正等は事業者の自主性及び責任感が確立していないことを露呈したが、それは国と事業者との間の責任分担関係が不明確であったことが一因である。

このため、経済産業省においては、事業者によるいわゆる「自主点検」のあり方の明確化を図るなど、規制に係る法令等を見直すこと。また、国による監査機能の向上のため、原子力安全・保安院自身の検査能力を増進させるとともに、現行法上規定されている立入検査等の情報収集手段の有効性を高めることなどを通じて、検査実施体制を抜本的に見直し、実効的な規制体制を確立すること。

2. 運転段階の安全を重視した規制制度の整備

原子力安全に係る規制体系、法令、基準類は、時代とともに必要な改正が加えられてきているものの、施設や設備の安全設計と建設を主眼とする、開発の初期に作られた制度が、基本的にそのまま今日まで受け継がれている。しかしながら、我が国における原子力発電の現状及び将来を考えると、安全確保の重要性は、既存の設備の適切な維持管理による運転段階の安全確保へ相対的にその比重が移って来ている。

経済産業省においては、上記の情勢の変化を踏まえて、設備の安全な運転維持に関し適切な技術基準の策定に取り組むこととともに、その運用に当たっても、検査の合理性と客観性を確保し、国民に対する説明責任を十分に果たし得る制度を整備すること。その際、常に、最新の技術的知見を反映できるようにすること。

3. 情報公開と透明性の向上

情報公開による透明性の確保は、国及び事業者による安全確保活動が適切に実施されていることを社会的に監視する仕組みとして不可欠である。特に、公共の災害防止に関連する重要な情報は、テロ対策等のセキュリティ確保の観点から制限せざるを得ないものなどを除き、すべて国民に遅滞なく直接提供されなくてはならない。

この観点から、経済産業省においては、原子力安全に関する関係諸法令の運用を明確にし、それに関する情報を原則としてすべて開示することにより、規制の透明化を図り、規制に対する信頼性を高める努力を自ら講ずること。また、安全運転に係る透明性の強化のためには、国や地方公共団体の指導を待つまでもなく、事業者が自主的に情報発信することが最重要であるとの認識に立って、経済産業省は事業者に対し、規制の直接の対象とならない故障・トラブルなどに関する情報を含め、安全運転に係る情報の外部への恒常的発信を積極的に奨励すること。

また、原子力安全に対する社会的監視機能を持つ申告制度をより適切に活用する観点から、経済産業省においては、その調査能力を向上させるとともに、保守点検等に携わる関係事業者からの申告についての取扱いを含め、そのプロセスの透明性の確保に特段に留意すること。